

大洲市学校給食センター維持管理運営長期包括委託事業

募 集 要 項

～子どもたちに笑顔を届ける学校給食センター～

令和8年7月

大 洲 市

目 次

1	募集要項の位置付け.....	1
2	事業の概要.....	1
3	応募に関する条件等.....	6
4	事業者の選定.....	10
4-1	審査及び選定に関する事項.....	10
4-2	契約に関する事項.....	11
5	募集及び選定スケジュール.....	12
5-1	募集及び選定スケジュール.....	12
5-2	応募手続き等.....	12
6	提出書類.....	15
6-1	資格審査の提出書類.....	15
6-2	提案書審査の提出書類.....	15
6-3	提出書類作成要領.....	16
7	その他の事項.....	17

1 募集要項の位置付け

大洲市学校給食センター維持管理運営長期包括委託事業 募集要項（以下「募集要項」という。）は、大洲市（以下「市」という。）が「大洲市学校給食センター維持管理運営長期包括委託事業」を実施するに当たり、応募者を対象に交付する書類である。

また、募集要項に添付する大洲市学校給食センター維持管理運営長期包括委託事業 募集要項様式集（以下「様式集」という。）、大洲市学校給食センター維持管理運営長期包括委託事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）、大洲市学校給食センター維持管理運営長期包括委託事業 事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）、及び大洲市学校給食センター維持管理運営長期包括委託事業 契約書(案)（以下「委託契約書(案)」という。）は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）とする。

2 事業の概要

(1) 事業名称

大洲市学校給食センター維持管理運営 長期包括委託事業(以下「本事業」という。)

(2) 事業目的

大洲市学校給食センターは、平成24年9月からPFI（BT0）方式で運営を開始し、令和7年度には、市内の幼稚園3園、認定こども園2園、小学校12校、中学校8校に対し、1日平均2,887食の給食を提供している。令和8年度末にPFI事業期間が終了することに伴い、引き続き安定的に安全かつ質の高い学校給食を提供するため、施設運営及び維持管理業務を含めた長期包括委託業務に移行する。

本事業では、学校給食法の目的に則り、児童及び生徒の心身の健全な発達に資する学校給食の普及充実と食育の推進を図るため、学校給食の安定的な提供と食の指導に関する体制構築を目指す。あわせて、限られた財政状況のもと、従来以上の効率的な運営を目指すとともに、民間事業者が持つ食品衛生等の専門的ノウハウを活用することで、安全・安心でおいしい給食の継続的な提供を実現することを目的とする。

(3) 長期包括委託事業導入に際し、市が事業者に対して特に期待すること

本施設等は、安全性及び栄養価において高水準の給食を児童及び生徒(以下「児童等」という。)に均等に提供することが基本的な使命であり、本事業においても、児童等の健全な発育に資する安全・安心でおいしい給食の提供を確実に遂行することが求められている。

さらに、将来の学校給食を取り巻く状況の変化等を踏まえた適切な運営の下、地産地消の推進や、食を通じた多様な教育の実施に貢献できる施設の整備、ライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）の削減の実現等、教育施設として果たすべき役割を達成していくことが重要な課題である。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、市は事業者に対し、以下を特に期待す

るものである。

① 安全で衛生的な学校給食の提供

「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚生労働省)等に基づき、安全・安心な学校給食が提供できる衛生管理を維持する。

また、給食調理後2時間以内で、可能な限り早く食べることができるよう、安全かつ円滑な配送が行われるとともに、調理完了から喫食までの間、食材の安全性や品質が維持されること。

② 地産地消の推進

新鮮で安全・安心な地元産食材を積極的に活用し、児童等に地域の誇りや地産地消の大切さを学ぶ機会を提供するとともに、献立作成や食材調達を行う市との連携により、地産地消の推進が図られる提案を期待する。

③ 給食に対する多様なニーズへの対応

発育段階に応じた対応や、アレルギーやアトピーを持つ児童等への対応など、多様なニーズに対応できる運営を期待する。

④ 食に関する開かれた教育の場の提供

施設及び工程の見学を通じ、食に関する指導や情報発信を行うことができる場を提供することを期待する。

⑤ 環境負荷の低減

事業期間を通じ、周辺環境や地球環境への負荷低減を図るとともに、生ゴミの減量化、再資源化及び廃棄物の適正な処理への対応に努めることを期待する。

⑥ 快適な調理環境の実現

学校給食調理員(以下「調理員」という。)の作業負担が軽減され、円滑に作業が行える調理環境とすることを期待する。

⑦ ライフサイクルコストの低減

民間事業者のノウハウの活用により、事業期間全体にわたる省エネルギーや効率的な維持管理・運営の実施によるコストの削減など、事業期間全体のLCCの削減が図られることを期待する。

⑧ 地域経済の活性化や地元企業の育成・活性化への寄与

地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、市内に本店又は主たる営業所を有している企業の積極的な参画や、地域住民の雇用促進に寄与することを期待する。

(4) 事業方式

本事業は、施設の維持管理、運営を包括的に実施する長期包括委託により実施する。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、委託契約締結日から令和19年3月末日までとする。

(6) 施設概要

施設概要は以下のとおりである。事業期間中の提供食数については、別紙-2で推計を行っている。

	概要
施設名	大洲市学校給食センター
住所	大洲市 ^{とみす} 富士119、同 62、同 112-4（市有地）
敷地面積	5,199.83 m ²
施設規模	1日あたり最大 4,300 食
提供食数	令和7年度平均値 2,887 食/日
稼働日数	令和7年度 199 日
配送校	令和8年度から 小学校 12 校、中学校 8 校

(7) 事業者の業務範囲

事業者は、以下の業務（以下「本業務」という。）を行うものとする。

- ① 事業開始時の引継業務
- ② 維持管理業務（大規模修繕・更新業務及び各種申請等業務を含む）

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 附帯施設保守管理業務
- (ウ) 建築設備保守管理業務
- (エ) 外構等保守管理業務
- (オ) 調理設備保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 修繕・更新業務
- (ケ) 事業終了時の引継業務

事業期間中に発生する大規模修繕・更新業務は、不可抗力及び市の帰責事由の場合を除き、事業者の業務範囲とする。

- ③ 運營業務（各種申請業務を含む）

- (ア) 食材等検収補助業務
- (イ) 調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）
- (ウ) 食物アレルギー対応食調理業務
- (エ) 配送・回収業務（給食配送車により、市の指定する学校に対する米飯及び一部パン・牛乳の配送を含む。）
- (オ) 衛生管理業務
- (カ) 食器具等の洗浄・保管業務
- (キ) 廃棄物等処理業務
- (ク) 給食配送車及び運営備品維持管理、更新業務

(ケ) 事業終了時の引継業務

(8) 市が行う業務

本事業において、市が実施する主な業務は次のとおりである。

- (ア) 献立作成業務
- (イ) 食材等調達業務
- (ウ) 食材等検収業務
- (エ) 食数調整業務
- (オ) 食材費の支払業務
- (カ) 給食費の徴収管理業務
- (キ) 配膳業務（学校で実施。）
- (ク) 広報業務（見学者対応を含む。）

(9) 市の支払いに関する事項

上記(7)に示す各業務のうち、②(ク)修繕・更新業務を除く業務の対価について、市は事業者から委託料を支払う。委託料は、物価変動があった場合には、長期包括委託契約に従って改定することがある。また、事業者の長期包括委託契約の履行状況により、市は事業者から支払う委託料を減額又は停止することがある。

②(ク)修繕・更新業務の対価は、長期修繕計画に位置づけられた当該年度の修繕・更新について、事業者は事前に見積もりを提出し、工事完了後、市はその費用を支払う。

(10) 事業期間終了時の措置

事業者は、本施設を、適切な保守点検、維持管理を行い、要求性能が維持された状態で引き渡すこと。

(11) 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

(12) 市による事業の実施状況及び要求水準のモニタリング

モニタリングの詳細については委託契約書（案）で記述するが、概略は以下のとおりである。

① モニタリングの目的

市が本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される市の要求水準を達成しているか否かを確認するためにモニタリングを行う。

② モニタリングの方法

モニタリングの方法については、市が提示する方法に従って市が実施する。事業

者は市により要求される資料等を提出することとする。

③ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、市から事業者に対して支払われる委託料の算定及び支払時期の基準となり、要求水準書に提示される市の要求水準を一定以上下回る場合には、支払いの延期や減額、是正勧告、契約解除等の対象となる。

3 応募に関する条件等

(1) 応募者の構成等

- ① 応募者の構成員は以下の定義により分類される。SPC を設立しない場合、応募者は構成員のみにより構成される。SPC を設立する場合は構成企業のみ、又は構成企業及び協力企業により構成されるものとする。

代表企業：構成員を代表し応募手続き等を行う者。SPC を設立する場合は構成企業であること。

構成企業：SPC を設立する場合、SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業

協力企業：SPC を設立する場合、SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資しない企業

- ② 応募者は、単独企業、又は次に掲げる企業を含むグループにより構成されるものとする。
- (ア) 運営企業
 - (イ) 厨房設備企業
 - (ウ) 維持管理企業
- その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業の参加を認めるものとする。

- ③ 応募者は、参加資格確認申請書において、構成員の企業名及び各企業の役割を明らかにするものとする。

- ④ 参加資格確認申請書提出以降、応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

- ⑤ 応募者の構成員は、他の応募者として参加することはできない。また、応募者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のあるものが、他の応募者の構成員となることはできない。

※「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者を行い、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第

75号)に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

- ④ 大洲市建設工事等競争入札参加資格審査要綱(平成17年大洲市告示第22号)の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格の認定を受けていること。ただし、資格の認定を受けていない者が本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加資格確認申請書の受付期限日までに、参加資格確認書類を提出し、確認を受けることで、本プロポーザルに限り参加することができる。
- ⑤ 募集開始日(公告日)において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成17年大洲市告示第106号)の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- ⑥ 大洲市暴力団排除条例(平成23年大洲市条例第22号)に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- ⑦ 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ⑧ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ⑨ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - (ア) HACCP対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。
 - (イ) 1日2,000食以上のドライシステムの学校給食施設における調理業務の実績を2年以上有していること。
- ⑩ 厨房設備企業は、次の要件を満たしていること。
 - (ア) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成17年大洲市告示第106号)の規定により入札参加停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。)
- ④ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- ⑤ 法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者
- ⑥ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社
本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。
 - ・株式会社エイト日本技術開発(岡山県岡山市北区津島京町三丁目1-21)
 - ・豊原総合法律事務所(東京都港区南麻布4-4-10-405)なお、「関連会社」とは、次の者をいう。

- ・アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ・アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ・代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

(4) 参加資格要件の確認

参加資格要件の確認は、参加資格確認申請書の受付期限日とする。ただし、参加資格要件の確認後、優先交渉権者の決定までの期間に、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

なお、優先交渉権者の決定以降、契約締結までの期間に、優先交渉権者に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

(5) 応募に関する留意事項

① 提案内容変更の禁止

提出された資料の内容を変更することはできない。

② 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- (ア) 提出された資料に虚偽の記載をした場合。
- (イ) 受付期間を過ぎて資料が提出された場合。
- (ウ) 応募企業あるいは代表企業以外の者が行った応募。
- (エ) 記名押印のない提出書類による応募、又は、必要な記載事項を明示しないで提出された書類による応募。
- (オ) 誤字又は脱字により意思表示が不明確な状態で資料が提出された場合。
- (カ) 本事業の応募に対し、一の応募者により複数の提案がなされた応募。又は、同一事項に関し、複数の提案がなされた応募。
- (キ) その他、応募に関する条件に違反した応募。

③ 提出書類の取扱い

提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

④ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

⑤ 著作権

応募者から提出された、提案書審査に関する提出書類（以下「提案書類」という。）の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された応募者の提案書類の一部又は全部を無償で使用でき、また、優先交渉権者選定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提案書類の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた提案書類は一切返却しない。

⑥ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととする。

⑦ 使用言語及び単位

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用すること。

⑧ 市からの提供資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

⑨ 応募にあたって必要な事項

募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

(6) 事業限度額

1,750,660,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、上記事業限度額は、事業期間にわたって市が事業者を支払う本施設の維持管理・運營業務等の対価を単純に合計した金額（総額）である。

4 事業者の選定

4-1 審査及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定方法

事業者の選定に当たっては、事業者が募集要項に規定する応募に足る資格を有しており、かつ事業者の提案内容が、市が要求する施設の維持管理業務及び運営業務等に関する要求水準を満足することを前提として、公募型プロポーザル方式に基づき事業者を選定する。

(2) 審査委員会の設置

事業者の選定については、市が審査委員会を設置し行う。

(3) 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会における審査結果を受け、優先交渉権者を決定する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

(4) 審査の方法

事業者の選定は、下記に示した項目ごとに審査委員会が審査し、評価する。資格審査と提案書審査における審査対象は、以下のとおりである。

① 資格審査

市は、提出された参加資格確認申請書により、応募者等の参加資格に関して示した項目について審査するとともに、本事業を継続的かつ安定的に遂行しうる能力の有無を審査する。

② 提案書審査

資格審査を通過した応募企業又は応募グループより提出された提案書類に掲載された下記の項目について審査する。

(ア) 事業実施体制等に関する提案書審査

事業実施方針・実施体制、事業収支計画、リスク管理方針と対策、地域への貢献に関する提案書を審査する。

(イ) 維持管理業務に関する提案書審査

維持管理等業務に関する提案書を審査する。

(ウ) 運営業務提案に関する提案書審査

運営業務に関する提案書を審査する。

(エ) 委託料に関する提案書審査

上記(ア)から(ウ)で提案した事項に基づき算定された、本事業の維持管理費及び運営費等に係る提案額を審査する。

(オ) 総合評価

上記(ア)から(エ)の項目に関する審査結果を総合的に評価する。なお、上記の審査に関わる具体的な評価基準については、事業者選定基準において示す。

4—2 契約に関する事項

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者が特別目的会社を設立する場合、市は、優先交渉権者と本事業に関する基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立等

優先交渉権者は、基本協定に定める日までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を大洲市内に任意で設立することができる。

SPC を設立する場合、構成企業は SPC に対して必ず出資するものとし、代表企業の出資比率は、50パーセントを超えて出資者中最大となること。

なお、すべての出資者は、委託契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

(3) 委託契約の締結

市と優先交渉権者は、委託契約書（案）に基づき、長期包括委託契約を締結する。

なお、委託契約の締結に当たっては、必要に応じ市と事業者間の認識の明確化を図るため、委託契約書（案）の内容を変更することもあり得る。

(4) 災害協定の締結

市は、大規模災害発生時において、炊き出し施設になっていることから、委託契約締結後に災害協定の締結について協議を行うこと。

5 募集及び選定スケジュール

5-1 募集及び選定スケジュール

募集及び選定のスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

表 1 事業募集及び選定のスケジュール（予定）

日程（予定）	内 容
令和 8 年 7 月 1 日（水）	募集要項等の公表
令和 8 年 7 月 10 日（金）	募集要項等に関する質問受付
令和 8 年 7 月 15 日（水）	募集要項等に関する質問に対する回答公表
令和 8 年 7 月 24 日（金）	参加資格確認申請書の受付
令和 8 年 7 月 31 日（金）	参加資格審査結果の通知
令和 8 年 10 月 9 日（金）	提案書の受付
令和 8 年 10 月下旬	提案書に関するヒアリング
令和 8 年 11 月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和 8 年 11 月上旬	優先交渉権者との基本協定締結（SPC 設置の場合）
令和 8 年 12 月	委託契約締結

5-2 応募手続き等

(1) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に関する質問は、次のとおり提出すること。

提出日時：令和 8 年 7 月 2 日（木）～令和 8 年 7 月 10 日（金）午後 5 時

提出先：大洲市学校給食センター

メールアドレス kyuusyoku-center@city.ozu.ehime.jp

提出方法：（様式 1）募集要項等に関する質問書に記入の上、電子メールにより提出すること。電子メールは、「包括委託質問について」の件名で送信し、送信後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

(2) 募集要項等に関する質問に対する回答公表

募集要項等に関する質問等に対する回答は、令和 8 年 7 月 15 日（水）までに、大洲市ホームページで公表する。

(3) 参加資格確認申請書の受付

本事業への応募を希望する者は、参加資格確認申請書を次により提出すること。

提出日時：令和 8 年 7 月 16 日（木）午前 9 時～令和 8 年 7 月 24 日（金）午後 5 時

提出先：大洲市学校給食センター

〒795-0081 愛媛県大洲市富士119番地

電話 0893-25-5224 F A X 0893-25-5225

提出方法：参加資格確認申請書は、持参又は郵送にて提出すること。郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。なお、

郵便事故等により書類等が到達しなかったことによる異議は受け付けない。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査結果は、応募企業又は応募グループの代表企業に対して、電子メールにより令和8年7月31日（金）までに通知する。

(5) 応募の辞退

参加資格確認申請書を提出した後、応募を辞退する際には、(様式10) 辞退届を提出すること。

提出日時：令和8年8月21日（金）午後5時

提出先：大洲市学校給食センター
〒795-0081 愛媛県大洲市富士119番地
電話 0893-25-5224 F A X 0893-25-5225

提出方法：辞退届は、持参、郵送又は電子メールにて提出すること。電子メールは、「包括委託辞退届について」の件名で送信し、送信後には、必ず電話により受信確認を行うこと。郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。なお、郵便事故等により書類等が到達しなかったことによる異議は受け付けない。

(6) 提案書類の受付

資格審査に合格し、提案書審査に参加する者は、提案書類を次により提出すること。

提出日時：令和8年10月1日（木）午前9時～令和8年10月9日（金）午後5時

提出先：大洲市学校給食センター
〒795-0081 愛媛県大洲市富士119番地
電話 0893-25-5224 F A X 0893-25-5225

提出方法：持参又は郵送にて提出すること。郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。なお、郵便事故等により書類等が到達しなかったことによる異議は受け付けない。

(7) 提案書類に関するヒアリング

提案書類提出者に対し、提案書類に関するヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細（時間・場所等）については、提案書類提出者に対し、別途、連絡する。

実施予定期日：令和8年10月下旬

(8) 優先交渉権者の決定及び公表

① 決定結果の公表

優先交渉権者の決定を行った場合、その結果を、応募企業又は応募グループの代表企業に対して、令和8年10月下旬以降に「審査結果通知書」を電子メールで通知するとともに、大洲市ホームページで公表する。なお、審査結果及び評価内容、点数等に関する問い合わせ及び審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

② 優先交渉権者を選定しない場合

事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、応募者がいない、あるいは、要求水準の達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当で

ないと判断した場合には、優先交渉権者を選定せず、再度公募の手続きをとることとし、この旨を速やかに大洲市ホームページで公表する。

6 提出書類

6-1 資格審査の提出書類

以下の書類を参加資格確認申請書として、提出すること。

(1) 参加資格確認申請書

- (様式2) 参加資格確認申請書 (表紙)
- (様式3) 参加表明書
- (様式4) グループ構成企業一覧
- (様式5) グループ構成企業連絡先一覧
- (様式6) 委任状 (代表企業)
- (様式7) 参加資格確認申請書兼誓約書
- (様式8) 「構成員等の制限」に係る確認書
- (様式9) 運営企業に関する資格

なお、参加資格確認申請書には、各様式の内容に応じ、添付資料を求める場合があるため、各様式及び書式に示す注意事項等を参照し、留意すること。

6-2 提案書審査の提出書類

以下の書類を「提案書類」として提出すること。

- (様式11) 提案書類 (表紙)

(1) 事業実施体制等に関する提案書

- (様式12) 事業に対する方針等に関する提案書 (表紙)
- (様式13) 事業実施方針・実施体制
- (様式14) 事業収支計画 (エクセル版)
- (様式15) リスク管理方針と対策
- (様式16) 地域への貢献

(2) 維持管理業務に関する提案書

- (様式17) 維持管理業務に関する提案書 (表紙)
- (様式18) 維持管理方針、維持管理体制
- (様式19) 維持管理計画
- (様式20) 長期修繕計画
- (様式21) 長期修繕計画 (建物・建物附属設備) (エクセル版)
- (様式22) 長期修繕計画 (厨房機器設備) (エクセル版)
- (様式23) 維持管理費見積書 (1)
- (様式24) 維持管理費見積書 (2)

(3) 運営業務に関する提案書

- (様式25) 運営業務に関する提案書 (表紙)
- (様式26) 調理業務計画
- (様式27) 衛生管理業務計画
- (様式28) 配送・回収業務計画
- (様式29) 食物アレルギー対応食調理業務計画

(様式30) 運営費見積書 (1)

(様式31) 運営費見積書 (2)

(4) 委託料に関する提案書

(様式32) 委託料に関する提案書 (表紙)

(様式33) 提案金額

(様式34) 提案金額内訳書

6-3 提出書類作成要領

提出書類は、下記により作成すること。

(1) 一般的事項

① 使用言語等

本事業において、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

また、原則として横書きで記述すること。

② 提案書類のCD-Rによる追加提出について

提案書類については、文書による提出に加えて、Microsoft Office Word(Windows版)又はMicrosoft Office Excel(Windows版)、図面類についてはPDF形式に変換し、記録保存したCD-Rを併せて提出すること。

③ 提出書類について

- ・ 提出書類は、募集要項及び募集要項様式集に準拠し作成するものとし、これらに指定のない参考資料や補足説明資料等の添付は認めない。
- ・ 製本は、下記の「(3) 提案書類の提出」に準じ、ホッチキス留め又は綴り紐綴じとし、糊や製本テープは使用しないこと。
また、合紙やインデックス等及び所定の表紙以外に厚表紙やビニール等の添付はしないこと。
- ・ 各提案書の表紙には図やイラスト等を挿入しないこと。

(2) 参加資格確認申請書

- ・ 参加資格確認申請書は、募集要項様式集に準拠しA4版縦長とし、ホッチキス留め（左側2箇所）にして提出すること。
- ・ 参加資格確認申請書は、原本1部、写し1部を提出すること。

(3) 提案書類の提出

- ・ 提案書類は、募集要項様式集に準拠しA4版縦長及びA3版横長で作成すること。
なお、A3版横長の提案書及び図面類等については、A4サイズに三つ折にして綴り、原本1部、写し7部を提出すること。
- ・ 「6-2 提案書審査の提出書類」に示す「(1)・(2)・(3)・(4)」の区分ごとに、募集要項様式集に示す各提案書類所定の表紙を付け、左側2箇所にパンチ穴を開けて、フラットファイル等で綴じて提出すること。
- ・ 糊、製本テープは使用しないこと。
- ・ 提案書は、各ページの下中央に通しでページ番号をふること。（表紙及び目次については、ページ番号不要）

7 その他の事項

(1) 募集に関する問合せ先

本募集要項に関する問合せ先は、次のとおりとする。

大洲市学校給食センター

〒795-0081 愛媛県大洲市富士 119 番地

電話 0893-25-5224 F A X 0893-25-5225

E-mail kyuusyoku-center@city.ozu.ehime.jp

リスク分担（案）（1/2）

段階	リスク項目	リスク概要	リスク負担		
			市	事業者	
共通	募集要項等	募集要項等、本事業に係り公表した資料の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○		
	契約締結	市の事由による契約締結の遅延・中止	○		
		事業者の事由による事業者との契約が結べない、又は遅延等		○	
	制度関連	政治	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等（議会承認が得られないリスクを除く）	○	
		法制度・許認可	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（本事業にのみ影響を及ぼすもの）	○	
			法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		○
		税制度	消費税の変更に関するもの	○	
			税制度の新設・変更（例えば環境税等）	○	
			法人税等事業者の利益に関するもの		○
	許認可遅延	許認可の遅延に関するもの（市が取得するもの）	○		
		上記以外、民間の申請等の手続きの不備等による許認可の遅延に関するもの		○	
	社会	住民対応	本事業の推進そのものに対する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○	
			上記以外のものに関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの		○
		第三者賠償	事業者が行う業務に起因する騒音・振動・臭気に関するもの		○
		安全確保	維持管理・運営における事故、又は安全確保に関するもの		○
		環境問題	事業者の提案内容・業務に起因する環境問題		○
	維持管理・運営における環境保全に関するもの			○	
事業の中止・延期	民間の事業放棄、破綻に関するもの		○		
	市の指示、議会不承認等（事業者等の事由による場合を除く）により事業の継続が困難又は、当該事業が不要になった場合	○			
不可抗力	天災・暴動等による工事の変更・中止・延期に関するもの	○	△		
物価変動	一定範囲を超えるインフレ・デフレに関するもの	○			

○：主分担、△：従分担

リスク分担（案）（2/2）

段階	リスク項目	リスク概要	リスク負担	
			市	事業者
維持管理・運営	運営開始遅延	市の事由によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	計画変更	事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	性能	要求水準の不適合に関するもの		○
	仕様変更	市の要請による維持管理期間中の施設の仕様変更	○	
	施設損傷	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷、劣化への適切な処置不足		○
		市の責による事故・火災等による損傷に関するもの	○	
	コスト	物価、計画変更等以外の要因による運営費用の増大		○
	給食数増減 (需要変動)	市の要請による給食数増加に伴い事業者に生じた増加費用負担	○	
		児童等数の変動によるもの ^(※)	△	○
		給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		食べ残し等による残渣の変動(市作成の献立による影響を含む。)	△	○
	異物混入 (食中毒)	検収時における調達食材の異常	○	
		検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常		○
		検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		調理時における加熱等が不十分に起因する調達食材の異常		○
		調理、配送業務における異物混入等		○
	食物アレルギー対応	アレルギー児童等の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、代替食対応時の献立作成ミス等による発症	○	
		突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)	○	
		調理段階におけるアレルゲンの混入による発症		○
		配送校の誤りによる誤食での発症		○
		市の事由による収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症	○	
		事業者の事由による収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症		○
市の事由によるアレルギー児童生徒の個人情報の流失		○		
事業者の事由によるアレルギー児童生徒の個人情報の流失			○	
配送遅延	市の事由による配送の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害(委託契約解除の際の損害を含む)の負担	○		
	事業者の事由による配送の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担(委託契約解除の際の損害を含む)		○	
	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更に伴う配送校の減少等、市の事由によるもの	○		
運搬費用増大	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情悪化による運送費増加等)		○	

○：主分担、△：従分担

不可抗力リスク：事業者は一定の割合若しくは一定の額を負担する。

需要の変動リスク：市は、提供食数が一定の範囲となるよう調整する。

(※)生徒数の変動による食数変動については、一定範囲の食数担保は、市で実施する。一定範囲については、委託契約書（案）で提示する。

(別紙－2)

小学校別将来児童数推計

学校名	2027 R09	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
減少率	100.0%				95.5%	91.1%	86.6%	82.1%	77.7%	75.6%
大洲小	219	220	207	195	186	178	169	160	151	147
喜多小	444	433	418	413	395	376	358	339	321	312
平小	194	189	182	177	169	161	153	145	137	134
久米小	109	98	89	89	85	81	77	73	69	67
平野小	63	63	60	52	50	47	45	43	40	39
菅田小	139	133	112	100	96	91	87	82	78	76
新谷小	144	142	126	128	122	117	111	105	99	97
三善小	15	15	12	10	10	9	9	8	8	8
粟津小	51	57	46	38	36	35	33	31	30	29
長浜小	131	104	88	70	67	64	61	57	54	53
肱川小	48	44	35	35	33	32	30	29	27	26
河辺小	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
児童計	1,558	1,499	1,376	1,308	1,250	1,192	1,134	1,073	1,015	989
教職員	171	164	151	143	137	131	124	117	111	108
合計	1,729	1,663	1,527	1,451	1,387	1,323	1,258	1,190	1,126	1,097

中学校生徒数推計

学校名	2027 R09	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
大洲東中	55	45	50	38	39	34	28	33	24	20
大洲南中	195	178	188	176	171	156	152	147	140	132
平野中	38	31	27	31	35	36	32	28	24	20
肱東中	82	71	76	73	70	65	66	63	47	34
新谷中	98	87	86	72	77	66	72	65	60	56
大洲北中	355	348	351	317	332	329	321	290	271	269
長浜中	102	103	93	83	63	52	48	41	36	22
肱川中	38	33	29	28	28	22	21	17	14	15
生徒計	963	896	900	818	815	760	740	684	616	568
教職員	110	102	103	93	93	87	84	78	70	65
合計	1,073	998	1,003	911	908	847	824	762	686	633

※大洲市推計 令和7年1月8日